

第四期特定健康診査等実施計画

令和6年3月

中電工健康保険組合

序章 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

(1) 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、医療保険者は40歳以上の被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）、及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

厚生労働省においては、特定健康診査等基本指針を定め、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施、及びその成果に係る目標に関する基本的な事項、並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要な事項を示している。

中電工健康保険組合においては、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等実施計画を定め、これに基づき特定健康診査及び特定保健指導の実施に当たるものとし、第一期（平成20年度～平成24年度）、第二期（平成25年度～平成29年度）、第三期（平成30年度～令和5年度）を策定し、被保険者等に対して特定健康診査・特定保健指導を実施し終了した。

については、この度第四期の特定健康診査等実施計画を策定し、実施する。

(2) 実施期間

第四期の計画実施期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

第1章 特定健康診査等の実施目標について

(1) 実施目標における基本方針

国が示す指針においては、現在（第三期）の特定健康診査・特定保健指導の実績を踏まえ、第四期の実施率の全国目標を、特定健康診査70%、特定保健指導45%とし、第三期の目標を維持するかたちとしているが、全国目標の実施率を保険者全体で達成するために、各保険者が、実績に比して等しく実績率を引き上げた場合の各制度の実施率を、保険者種別ごとの目標値としている。

したがって、当健康保険組合の特定健康診査・特定保健指導の第四期における目標値は、単一健保の目標値である特定健康診査90%以上、特定保健指導60%以上とし、各年度の実施率は第三期の実績等を勘案し目標を定め、6ヵ年で国が示す目標値を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていく事として計画する。

また、特定健康診査受診促進による各種疾病の早期発見とともに、重症化予防に向けた効果的な特定保健指導を行い、生活習慣病の発症予防、重症化予防を行い、生活習慣の改善に

向けた意識向上を図るため、特定保健指導実施における協力依頼・情報共有等、事業主とのコラボレーションの強化を図ると共に、ホームページ等で広くPRを行う。

(2) 実施目標の考え方

① 特定健康診査

ア. 被保険者の実施率

現在、当健康保険組合が実施している第三期特定健康診査の被保険者の実施目標が100%であるが、令和6年度の被保険者の特定健康診査実施率目標は直近実施率に近い数値を基に98.6%と設定し、以降段階的に引き上げ100%を目標に設定する。

イ. 被扶養者の実施率

現在、当健康保険組合が実施している第三期特定健康診査の被扶養者の実施目標が60%であるが、令和6年度の被保険者の特定健康診査実施率目標は直近実施率に近い数値を基に58.4%と設定し、以降段階的に引き上げ60%を目標に設定する。

ウ. 令和6年度の実施率目標

被保険者及び被扶養者の実施率である上記ア.イ.を合計した健診対象者に占める健診実施者の割合をもとに86.9%と設定する。

② 特定保健指導

ア. 令和6年度の実施率目標

令和5年11月末までの被保険者と被扶養者の特定保健指導実施状況が約55%であるが、第四期目標値に近づけるべく、令和6年度の被保険者と被扶養者の特定保健指導実施率を57.5%と設定する。

(3) 実施率目標の6ヵ年計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査の実施率	86.9%	87.0%	87.5%	88.0%	89.0%	90.0%
(被保険者)	(98.6%)	(98.7%)	(99.6%)	(99.8%)	(100%)	(100%)
(被扶養者)	(58.4%)	(59.0%)	(59.0%)	(59.5%)	(59.5%)	(60.0%)
特定保健指導の実施率	57.5%	58.0%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%

第2章 特定健康診査等実施対象者数について

(1) 実施率目標に対する実施者見込数等

上記の実施目標率の6ヵ年計画に基く特定健康診査及び特定保健指導の対象者数の見込となる。

① 特定健康診査

(単位：人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
被 保 険 者	対象者(見込)数	2,419	2,300	2,300	2,300	2,350	2,500
	実施者(見込)数	2,385	2,270	2,290	2,295	2,350	2,500
被 扶 養 者	対象者(見込)数	992	990	980	950	920	890
	実施者(見込)数	579	584	579	565	547	534
計	対象者(見込)数	3,411	3,290	3,280	3,250	3,270	3,390
	実施者(見込)数	2,964	2,854	2,869	2,860	2,897	3,034

②特定保健指導

(単位：人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
支 援 機 関 付 け	対象者(見込)数	193	180	180	180	180	180
	実施者(見込)数	111	106	107	108	109	110
支 援 積 極 的	対象者(見込)数	248	220	220	220	220	220
	実施者(見込)数	143	126	127	128	129	130
計	対象者(見込)数	441	400	400	400	400	400
	実施者(見込)数	254	232	234	236	238	240

第3章 特定健康診査等の実施方法について

1. 基本事項

(1) 実施場所

①特定健康診査

ア. 被保険者

事業主と契約する医療機関等による定期健康診断（事業主健診）を受診、またはその代替として、当健康保険組合と契約を交わしている人間ドック機関で受診する。

イ. 被扶養者・任意継続被保険者

当健康保険組合と契約を交わしている人間ドック機関で受診、または各都道府県保険者協議会の代表保険者が各都道府県の医師会等と契約する集合契約（集合契約B）に参加し、集合契約Bに参加する全国の特健康診査機関において受診する。

パート勤務者は勤務先において受診する。

②特定保健指導

ア. 被保険者

健診を受診した被保険者を有する事業所に、当健康保険組合が外部委託した保健師等を派遣し、事業主の協力を得て、原則として事業所内において特定保健指導を実施する。

イ. 被扶養者・任意継続被保険者

健診を受診した被扶養者・任意継続被保険者の自宅に当健康保険組合が外部委託した保健師等を家庭へ派遣し、特定保健指導を実施する。

(2) 実施項目

①特定健康診査

ア. 被保険者

40歳以上74歳までの特定健康診査の実施が義務づけられている被保険者に対し、特定健康診査の法定健診項目を含んだ労働安全衛生法に基く定期健康診断を事業主が実施、または定期健康診断の代替として法定健診項目を含んだ人間ドックを実施する。

イ. 被扶養者・任意継続被保険者

法定健診項目を含んだ人間ドックを実施、または特定健康診査の法定健診項目のみ実施する。パート勤務者は健診項目を含んだ労働安全衛生法に基く定期健康診断をパート先で実施する。

ウ. 情報提供

特定健康診査を受診したすべての健診受診者に対し、個人向け健康ポータルサイトにて健診結果を通知し、生活習慣改善のための情報を提供する。

②特定保健指導

ア. 被保険者

定期健康診断または人間ドックの健診結果に基づき、特定保健指導の区分毎に以下の方法により特定保健指導を実施する。

a) 動機付け支援：初回面接による支援を行い、3ヶ月後に実績評価（電話等）を行う。

b) 積極的支援：初回面接による支援を行い、1.5ヶ月後に中間評価（電話等）、3ヶ月後に実績評価（電話等）を行う。

イ. 被扶養者

人間ドックまたは特定健康診査の結果に基づき、被保険者と同様に特定保健指導を実施する。ただし、保健師等が対象者の家庭等に訪問し支援を実施する。

(3) 特定健康診査等検査項目一覧

	健 診 項 目	特定健康診査	労働安全衛生法
			定期健康診断
診 察 等	質問（問診）※1	○	○
	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	腹囲	○	○
	視力		○
	聴力		○
	血圧	○	○
血 中 脂 質	空腹時中性脂肪（随時中性脂肪）※2	■	■
	HDL コレステロール	○	○
	LDL コレステロール ※3 （Non-HDL コレステロール）	○	○
肝 機 能	AST（GOT）	○	○
	ALT（GPT）	○	○
	γ-GT（γ-GTP）	○	○
代 謝 系	空腹時血糖（随時血糖）※4	■	■
	HbA1c	■	■
血 液 一 般	ヘマトクリット値	□	
	血色素量（ヘモグロビン値）	□	○
	赤血球数	□	○
尿 ・ 腎 機 能	尿糖	○	○
	尿蛋白	○	○
	血清クレアチニン（eGFR）	□	□
心機能	心電図	□	○
肺	胸部エックス線		○
	喀痰		□
眼底検査		□	

○…必須項目 ■…いずれかの項目の実施で可

□… 医師の判断に基づき選択的に実施する項目（特定健康診査では、詳細な健診に該当）

※1 特定健康診査では 22 項目の標準的な質問あり

※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

※3 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dℓ以上または食後採血の場合は、LDL コレステロールに代え、Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる

※4 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことを可とする。

（４）実施時期又は期間

①特定健康診査

ア．被保険者

定期健康診断（事業主健診）については各事業所の特定日に行う。人間ドックについては、上半期までの受診勧奨を行っているが、申込み受付は通年行う。

被保険者 1 人につき年 1 回の受診を可能とする。

イ．被扶養者・任意継続被保険者

人間ドックの申込み受付は通年行う。受診券の発行については、申請受付を通年行う。パート勤務者はパート先での特定日に行う。

被扶養者・任意継続被保険者 1 人につき年 1 回の受診を可能とする。

②特定保健指導

ア．被保険者

健診を受けた被保険者を有する事業所に保健師等を派遣し、個別面談を中心とした特定保健指導を受診年の 9 月より実施する。なお、3 ヶ月後の実績評価や継続的支援について年度を跨ぐ場合は、年度末で終了せず実績評価まで継続して特定保健指導を実施する。

イ．被扶養者

健診を受けた被扶養者を有する家庭等に保健師等を派遣し、個別面談を中心とした特定保健指導を受診年の 9 月より実施する。なお、3 ヶ月後の実績評価や継続的支援について年度を跨ぐ場合は、年度末で終了せず実績評価まで継続して特定保健指導を実施する。

③特定保健指導が年度内に終了していない者

特定保健指導実施中の被保険者及び被扶養者で、3 ヶ月後の実績評価が年度内に終了していない者は、原則として実績評価が終わった日以降に特定健康診査（翌年度分）を受診する。

（５）外部委託契約

①特定健康診査

ア．被保険者

定期健康診断（事業主健診）の代替として、法定健診項目を満たす人間ドック機関と個別に契約を締結する。

イ．被扶養者・任意継続被保険者

定期健康診断（事業主健診）の代替として、法定健診項目を満たす人間ドック機関

と個別に契約を締結する。また、各都道府県保険者協議会の代表保険者が各都道府県の医師会等と契約する集合契約（集合契約B）に参加し、それにより被扶養者・任意継続被保険者は受診券と健康保険証を健診機関窓口に提示することで、契約に参加している全国の医療機関で受診できることとする。

②特定保健指導

ア．被保険者

健康保険組合連合会広島連合会が実施する「保健師等による特定保健指導等推進に資する事業」において委託契約を締結し、その契約に参加している特定保健指導委託機関、及び当健康保険組合が個別に委託契約を締結した特定保健指導委託機関において実施する。委託機関は健診を受けた被保険者を有する事業所に保健師等を派遣し、個別面接を中心とした特定保健指導を実施し、動機付け支援及び積極的支援の経過等については、電子媒体により定期的の実績報告をする。

イ．被扶養者

健康保険組合連合会広島連合会が実施する「保健師等による特定保健指導等推進に資する事業」において委託契約を締結し、その契約に参加している特定保健指導委託機関、及び当健康保険組合が個別に委託契約を締結したと特定保健指導委託機関において実施する。委託機関は健診を受けた被扶養者の家庭に保健師等を派遣し、個別面接を中心とした特定保健指導を実施し、動機付け支援及び積極的支援の経過等については、電子媒体により定期的の実績報告をする。

（６）外部委託選定にあたっての考え方

①特定健康診査

平成２５年厚生労働省告示第９２号 第１「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第１６条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしている実施機関を選定する。

②特定保健指導

平成２５年厚生労働省告示第９２号 第２「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第１６条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」において定められている「特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしている実施機関を選定する。

（７）周知や案内の方法

①周知方法

文書「特定健康診査・特定保健指導への対応について」を作成し、事業所に通知する。当該文書において受診方法や特定保健指導の協力等を周知する。また、当健康保険組合の機関誌やイントラネットやホームページを活用した周知等を実施する。

②受診案内の方法

文書「特定健康診査・特定保健指導の実施について（ご案内）」を作成し、事業所へ通知する。また、当健康保険組合のホームページに掲載する。

（８）事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

①受領方法

ア．事業主健診

事業主健診を実施している健診機関・事業主・当健康保険組合の３者で「定期健康診断に係る特定健康診査データ授受に関する覚書」を締結し、健診機関から直接健診データを受領する。

イ．人間ドック健診

人間ドック機関と当健康保険組合とで契約を締結し、人間ドック機関から直接健診データを受領する。

ウ．パート先での健診

パート勤務者のパート先での健診データは、健診受診者本人が健診結果の写しを当健康保険組合に送付することにより受領する。

②受領するデータの形態

ア．事業主健診

健診結果については、健診機関からの電子データ（XMLデータ）による提供を基本とする。電子データによる提供が可能でない健診機関からの健診結果は、紙媒体による提供となる。

イ．人間ドック健診

健診結果については、健診機関からの電子データ（XMLデータ）による提供を基本とする。電子データによる提供が可能でない健診機関からの健診結果は、紙媒体による提供となる。

ウ．パート先での健診

健診結果については、受診者本人からの送付となるため、紙媒体による提供となる。

③費用負担について

健診結果の当健康保険組合への提供に係る経費負担を求められた場合は、その経費を負担する。

2. 集合契約について

被扶養者・任意継続被保険者への特定健康診査実施において、各都道府県保険者協議会の代表保険者が各都道府県の医師会等と契約する集合契約（集合契約B）に参加する。代表保険者とならない当健康保険組合は、他保険者等の代表保険者に対し集合契約における委任状を提出する。

3. 受診券及び利用券について

(1) 様式

①発券形態

受診券はA4用紙に発券する。利用券の発券は無い。

②印字事項

以下の事項について、券面に印字する。

ア. 受診券記載事項

交付年月日、受診券整理番号、受診者の氏名、性別、生年月日、有効期限、健診内容、窓口での自己負担額（特定健診基本部分・特定健診詳細部分）、保険者所在地、保険者電話番号、保険者番号・名称、公印（印影）、契約取りまとめ機関名、支払代行機関番号、支払代行機関名、注意事項、受診者住所記入欄、ほか必要事項等。

イ. 受診券枠外記載事項

保険者の郵便番号、受診者住所、受診者名、被保険者証の記号及び番号、事業所番号ほか。

(2) 発券時期・有効期限

①発券時期

年度当初に一括処理し、希望する被扶養者・任意継続被保険者への受診券を発券する。

②有効期限

受診券は有効期限を実施年の2月末迄として発券する。

(3) 対象者への送付

①特定健康診査

個人向け健康ポータルサイト「MY HEALTH WEB」で個別に申請のあった被扶養者・任意継続被保険者の住所地に、受診券と受診方法の案内を送付する。

②特定保健指導

特定保健指導の実施は、全て当健康保険組合と委託契約（健康保険組合連合会との共同事業）を締結している特定保健指導機関で行うため、対象者への利用券の発券は行わない。

4. 代行機関について

(1) 利用の代行機関

①被保険者

被保険者の健診は、事業主健診または人間ドック健診として個別な契約の締結となるため、代行機関は利用しない。

②被扶養者・任意継続被保険者

被扶養者・任意継続被保険者への特定健康診査は集合契約Bを利用することとしているため、代行機関は社会保険診療報酬支払基金を利用する。

5. 特定保健指導対象者の重点化について

(1) 基本的な考え方

当健康保険組合においては、特定健康診査結果に基づき下記表の該当者を特定保健指導（動機付け支援及び積極的支援）対象者とするが、限られた保険料財源の中で効果的に実施する必要があるため、原則として優先順位を付けた特定保健指導を実施する。

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク	④喫煙	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2 つ以上該当		積極的 支援	動機付け 支援
	1 つ該当	あり なし		
上 記 以 外 で BMI ≥ 25	3 つ該当		積極的 支援	動機付け 支援
	2 つ該当	あり なし		
	1 つ該当			

(注)喫煙の斜線欄は、階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

(2) 重点化について

特定保健指導の目的は、生活習慣病の発症や重症化を予防することにあるため、「標準的な健診・保健指導プログラム」第3編第2章に示している優先順位及び特定健康診査及び特定保健指導の実績等を総合的に勘案し、以下の重点化等により特定保健指導対象者の絞り込みを特定保健指導委託機関に依頼し実施する。

①年齢

特定保健指導の効果が高いとされている年齢が比較的若い対象者

②健診結果

健診結果の特定保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行する等、健診結果が前年度と比較して悪化し、専門的な知識を有する保健師等による生活改善が必要になった対象者。

③指導実績

前年度以前の特定健康診査の階層化により特定保健指導の対象者とされているにもかかわらず、特定保健指導を実施していない対象者。

6. 年間作業スケジュール等概要

(1) 主な年間スケジュール

月	年間作業スケジュール	契約作業スケジュール
4 月	・ 特定健康診査・特定保健指導実施案内のホームページ掲載 ・ 支払基金へ受診券番号の通知 ・ 前年度事業の取りまとめ（組合会資料用）	

6 月	・前年度特定保健指導データ受領 ・国庫補助金交付申請、前年度実績報告	
7 月	・国への前年度結果報告 ・特定保健指導対象者の階層化、特定保健指導業者への委託	・健保連広島連合会の特定保健指導共同事業における特定保健指導委託契約書の締結
8 月	・特定保健指導案内の通知（対象者・事業主）	
9 月	・特定保健指導の開始	
12月	・特定健康診査・特定保健指導実施状況取りまとめ（保健事業推進委員会資料） ・当年度事業見込、来年度予算の策定	
1 月		・健保連への次年度集合契約委任状に関する回答票の提出
3 月	・次年度特定健康診査・特定保健指導への対応についての文書を通知（事業主・子会社） ・国庫補助金交付決定通知書により請求書の作成、送付	・人間ドック機関との契約変更等 ・健保連広島連合会への次年度特定保健指導実施予定者数等の報告

（２）主な月間スケジュール

日	人間ドック健診等関連	特定健康診査等（集合契約）関連
5 日		・支払基金からの特定健康診査データ確認（5日・15日・25日）
10日	・健診機関より前月受診分の請求書受領・支払整理（～20日）	・前々月受診分の特定健康診査請求書受領（支払基金）
20日		・前々月受診分特定健康診査費用の支払（支払基金） ・健診機関より特定健康診査データ受領 ・個人向け健康ポータルサイトにて健診結果を通知
30日	・人間ドック受診費用の支払	

第4章 個人情報の保護について

（１）記録の保存方法

①保存方法・保存年限

被保険者及び被扶養者の特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は当健康保険組合において管理し、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」6-4-2（令和5年3月厚生労働省保険局）により最低5年間保存する。また、特定健康診査及び

特定保健指導結果データは株式会社N T Tデータにおいて管理し、特定健診・特定保健指導共同情報処理システム上のデータベースに保存する。

②保存年経過後の取扱

保存年を経過した特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は、「個人情報保護管理規程」内（個人情報の廃棄及び消去）に従い、当健康保険組合において廃棄する。また、株式会社N T Tデータにおいて管理・保存する特定健康診査及び特定保健指導結果データの保存年経過後の取扱は、株式会社N T Tデータ「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム規約」等による。

（２）保存体制

医療機関等から受領した特定健康診査及び特定保健指導結果の電子媒体は、当健康保険組合内の施設が可能な保管庫において保管する。

データ管理責任者は、下記（３）①の記録管理ルールに基き当健康保険組合において策定した「個人情報保護管理規程」等により常務理事と定め、保存設備の管理、データ等の日常的な整理、安全性の確保、管理従事者の監督等を担う。

株式会社N T Tデータにおける特定健診・特定保健指導共同情報処理システム上のデータの管理・保存等については、「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム規約」（個人情報の取扱）に定める。

（３）管理ルール等

①中電工健康保険組合

当健康保険組合における個人情報の取扱に関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）に沿って定めた以下の規定、内規等を遵守する。

- ・「個人情報保護管理規程」
- ・「個人情報保護管理委員会規程」
- ・「診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程」
- ・「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」
- ・「情報セキュリティ基本方針」
- ・「システム等運用管理規程」
- ・「役職員等の個人情報に関する規程」
- ・「機密文書管理規程」

②事業主健診機関

健診の実施機関等が受託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱については、個人情報保護法に基づくガイドライン「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成２９年４月１４日 厚生労働省 個人情報保護委員会）等関係法令を遵守するとともに、健診機関・事業主・当健康保険組合の３者で「定

期健康診断に係る特定健康診査データ授受に関する覚書」を締結し、当該覚書に基づき特定健康診査データの授受を行う。

③人間ドック機関

健診の実施機関等が受託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づくガイドライン「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日 厚生労働省 個人情報保護委員会）等関係法令を遵守するとともに、健診機関と当健康保険組合との間で「人間ドック実施に係る契約」を締結し、当該契約に基づき健診の実施・データ管理・データの授受を行う。

また、データの授受において、特定健康診査項目以外の健診データが含まれる場合の受診者本人への同意確認は、人間ドック健診申込の際の書面に明記することにより黙示の同意を得ることとする。

④特定保健指導委託機関

特定保健指導の実施機関等が受託業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に基づくガイドライン「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（令和5年5月 厚生労働省）等関係法令を遵守するとともに、特定保健指導の実施機関と当健康保険組合との間で「特定保健指導実施に係る契約」を締結し、当該契約に基づき特定保健指導の実施・データ管理・データの授受を行う。

⑤株式会社N T Tデータ

株式会社N T Tデータにおける「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム規約」（個人情報の取扱い）や個人情報保護法に基づくガイドライン等関連法規に基き、当健康保険組合が株式会社N T Tデータに提供する健診データ、特定保健指導データ、適用データ等の個人情報を取り扱うための必要な措置を定め、個人情報の漏洩、滅失または毀損を防止する。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

（1）公表方法

当健康保険組合のイントラネット及びホームページに掲載し、公表・周知を図る。

（2）特定健康診査等の普及啓発

特定健康診査等の普及啓発に関する広報等については、特定健康診査受診勧奨ポスター等を利用し、主な事業所への配付・掲示を実施する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直しについて

(1) 目標達成状況の評価方法

① 特定健康診査・特定保健指導の実施率

国への実績報告を評価に活用し、被保険者・被扶養者別、特定保健指導の支援形態別等の実績評価を行う。

② メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率

第二期よりメタボリックシンドロームの減少率は当健康保険組合の目標として設定せず、特定保健指導の実績を検証するための指標として活用する。

算出方法は、基準年度を平成20年度とし、当年度実施分の健診結果データによる国への実績報告ファイルと、平成20年度以降の各年度実施分の国への実績報告ファイルとを比較し、両ファイルにおけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合等を用いて減少率を算出する。（「特定健康診査等実施計画作成の手引き」7-1-2 参照）

③ その他（実施方法・内容・スケジュール）

実施方法や内容、スケジュールについて、実施計画の内容と実際の事業の実施状況を比較・評価し、計画の進捗状況の管理を行うとともに、上記の①②の指標を用いて総合的に評価・分析し、事業が順調に推進されているのかを評価する。

(2) 評価時期と実施方法の見直し

① 基本的な考え方

毎年度の保健事業推進委員会において、実施状況と事業計画との比較・評価を行い、問題点や対策等を検討し、翌年度の事業計画策定等に反映させる。

② 実施計画の見直し

第四期実施期間の中間年度に評価を行い、実績が目標と大きくかけ離れた場合等、必要が認められた場合に、特定健康診査・特定保健指導の実施者数等を含めた計画の見直しを実施する。

第7章 その他

(1) 事業主との連携

労働安全衛生法による事業主健診結果データの受領や、特定保健指導の円滑な実施のため、事業主との協力・連携を行う。

① 特定健康診査

ア．事業主健診結果データの円滑かつ迅速な受領のため、健診機関・事業主・当健康保険組合の3者で取り交わす「定期健康診断に係る特定健康診査データ授受に関する覚書」の締結における協力を依頼する。

また、事業主健診受診者の正確な把握のため、受診者名簿の作成の協力を依頼する。

イ．人間ドック健診データの受領について、特定健康診査項目以外の健診データが含まれる場合の受診者本人への同意確認を得るため、所定の人間ドック健診申込書を

使用した申込の協力を依頼する。

②特定保健指導

事業所内で就業時間内に実施する被保険者の特定保健指導について、対象者への業務の調整や場所の確保等における協力を依頼する。

（２）事業計画の策定

「高齢者の医療の確保に関する法律」の特定健康診査等基本指針等により、特定健康診査・特定保健指導を効果的・効率的かつ着実に実施するため、当健康保険組合加入者の人員、年齢構成等を考慮し、６年ごとに６年を一期として事業計画を策定する。

（３）進捗管理等

特定健康診査及び特定保健指導の効果的・効率的な事業実施のためには、健診や特定保健指導の進捗状況を定期的に把握することが必要であり、事業計画以外でも健診費用や指導費用の執行管理等について正確な事務処理に努める。

また、当健康保険組合の職員を当該事業に関連する社外研修等に参加させ、実践能力の養成・向上を図る。